

特定株式等の具体的な評価方法等

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 69 条の 6 及び第 69 条の 7 に規定する特定株式等に該当するかどうかの判定は、別紙様式「**特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書**」（以下「**特定株式等明細書**」といいます。）の「**1. 特定株式等の判定**」欄により判定します。

また、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」の各表については、次のように記載します。

- (注) 1 「**特定株式等**」とは、課税時期において特定地域内にあった動産等の価額が保有資産の合計額の 10 分の 3 以上である法人の株式等（上場株式等を除きます。）（特定非常災害発生日において所有していたものに限りません。）をいいます。
- 2 「**特定非常災害**」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。
- 3 「**特定地域**」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける地域（同項の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域）をいいます。
- 4 「**動産等**」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。
- 5 「**評価対象法人**」とは、評価しようとする株式の発行法人又は出資に係る出資のされている法人をいいます。
- 6 「**直後価額**」とは、評価対象法人が特定非常災害発生日において保有していた特定地域内の動産等について、その課税時期の状況が、特定非常災害の発生直後の現況にあったものとみなして評価した額に相当する金額をいいます。
- 7 「**株式等**」とは、株式及び出資をいいます。
- 8 「**土地等**」とは、土地及び土地の上に存する権利をいいます。

1 第 1 表の 1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

- (1) 「**1. 株主及び評価方式の判定**」の「**判定要素（課税時期現在の株式等の所有状況）**」の各欄は、課税時期現在のものを記載します。したがって、課税時期後、特定非常災害発生日までの間に株主の変更等があった場合には、その変更前のものを記載します。
- (2) 「**2. 少数株式所有者の評価方式の判定**」の「**⊖ 役員**」欄は、納税義務者が課税時期において評価対象法人の役員である場合及び課税時期の翌日から法定申告期限（措置法 69 条の 8 の規定による申告期限の延長がなかったとした場合の相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 27 条から第 29 条までの規定による申告書の提出期限）までに役員となった場合に「である」とし、その他の者については「でない」として判定します。

2 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

第1表の2の判定は、特定非常災害発生直後の状況ではなく、課税時期の直前期末及び直前期末以前1年間の状況により行います。

3 第2表 特定の評価会社の判定の明細書

「2. 株式保有特定会社」及び「3. 土地保有特定会社」の「総資産価額」の各欄は、特定株式等明細書の「E」欄の金額を記載します。また、「土地等の価額の合計額」欄の⑤の金額は特定株式等明細書の「F」欄の金額を記載します。

なお、「株式及び出資の価額の合計額」欄の②の金額は、第5表の④の金額を記載することに留意してください。

4 第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

見積利益金額を求めることができる場合は、「2. 配当還元方式による価額」の「1株（50円）当たりの年配当金額」欄の⑱の金額を、第4表の「㊸」欄の金額とすることができます。この場合、同欄の年平均配当金額（⑰）の金額及び⑲の株式数は記載しません（見積利益金額については、「特定株式等明細書」の書き方を参照してください。）。

5 第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

(1) 「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

① 「1株（50円）当たりの年配当金額」の「㊸」欄は、特定株式等明細書の「I」欄の金額を記載します。

② 「1株（50円）当たりの年利益金額」の「㊹」欄は、特定株式等明細書の「H」欄の金額を記載します。

③ 「1株（50円）当たりの純資産価額」の「㊺」欄は、特定株式等明細書の「J」欄の金額を記載します。

(2) 「3. 類似業種比準価額の計算」の「比準価額の修正」の各欄は、課税時期の直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力等が発生した場合に記載します（課税時期から特定非常災害発生日までの間に発生した配当金交付の効力等については、考慮する必要はありません。）。

6 第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書

「1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）」の各欄は、課税時期における評価対象法人の各資産及び各負債について、次により記載します。

(1) 「資産の部」の「相続税評価額」欄

① 特定地域内にあった動産等で特定非常災害発生日において保有していたもの 直後価額を記載します。

（注）特定地域内にあった課税時期前3年以内に取得又は新築した土地等並びに家屋及びその附属設備又は構築物のうち、特定非常災害発生日において保有していたものについては、課税時期における通常取引価額に相当する金額ではなく、直後価額を記載します。

② ①以外のもの

課税時期の相続税評価額を記載します。

③ 「土地等の価額の合計額」欄は記載しません。

(2) 「資産の部」の「帳簿価額」欄には、「資産の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載された各資産について、課税時期における税務計算上の帳簿価額を記載します。

7 第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

見積利益金額を求めることができる場合は、「2. 配当還元方式による価額」の「1株（50円）当たりの年配当金額」欄の⑳の金額を、第4表の「㉔」欄の金額とすることができます。この場合、同欄の年平均配当金額（⑲）の金額及び㉒の株式数は記載しません。

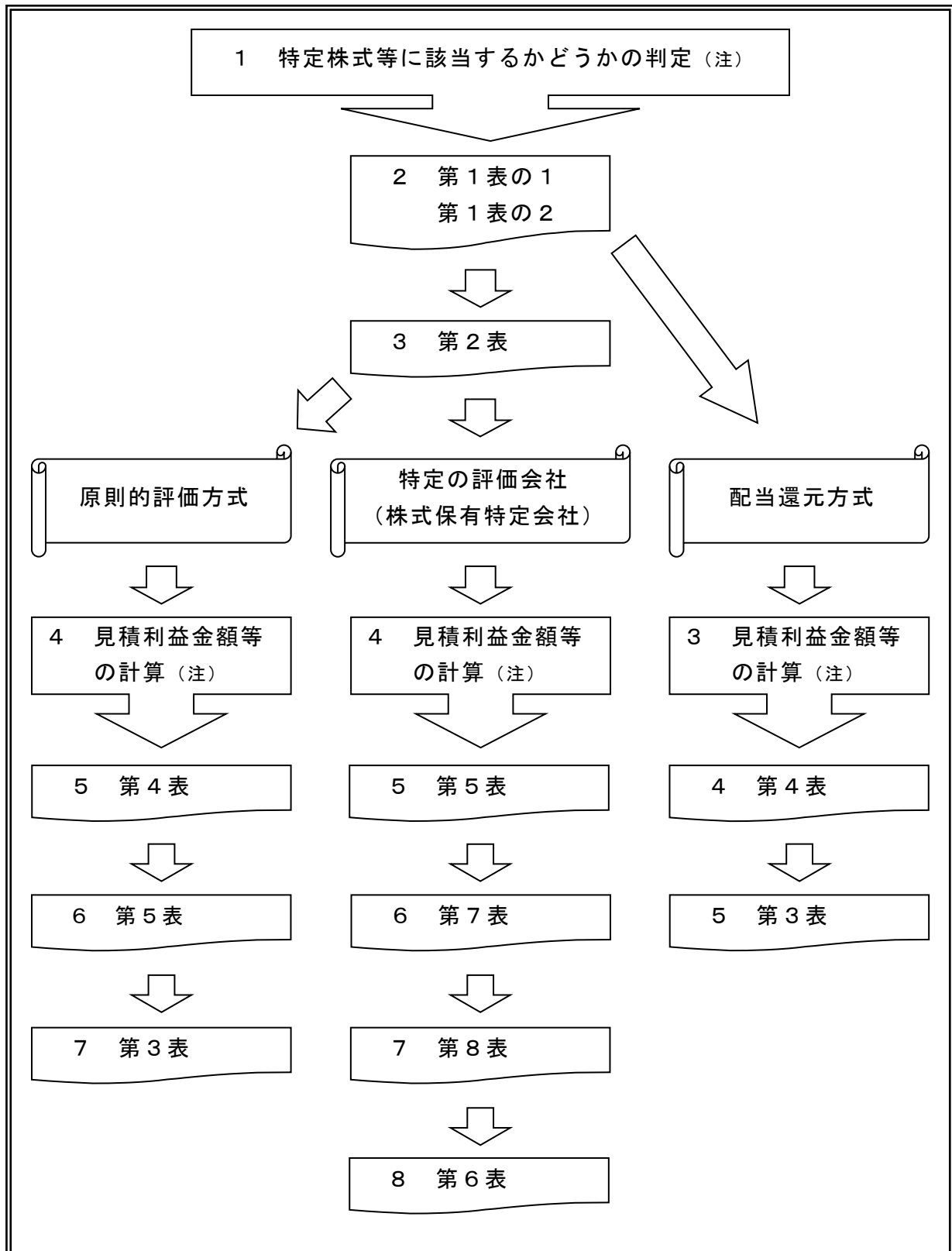
8 第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

「1. S₁の金額（類似業種比準価額の修正計算）」の「㉑－㉒の金額」欄のうち、「利益積立金額」欄の⑬の金額は、特定株式等明細書の⑮の金額から特定株式等明細書の⑦の金額を控除した金額（⑮－⑦）を記載します。

（注）1 特定株式等明細書の⑦の金額が負数の場合は、⑦の金額はその負数の絶対値とします。

2 特定株式等明細書の⑦の金額が正の場合又は0の場合は、⑦の金額は0とします。

(参考) 特定株式等を評価する場合の
「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」の作成手順



(注) の計算等については、「特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書」により計算して差し支えありません。